

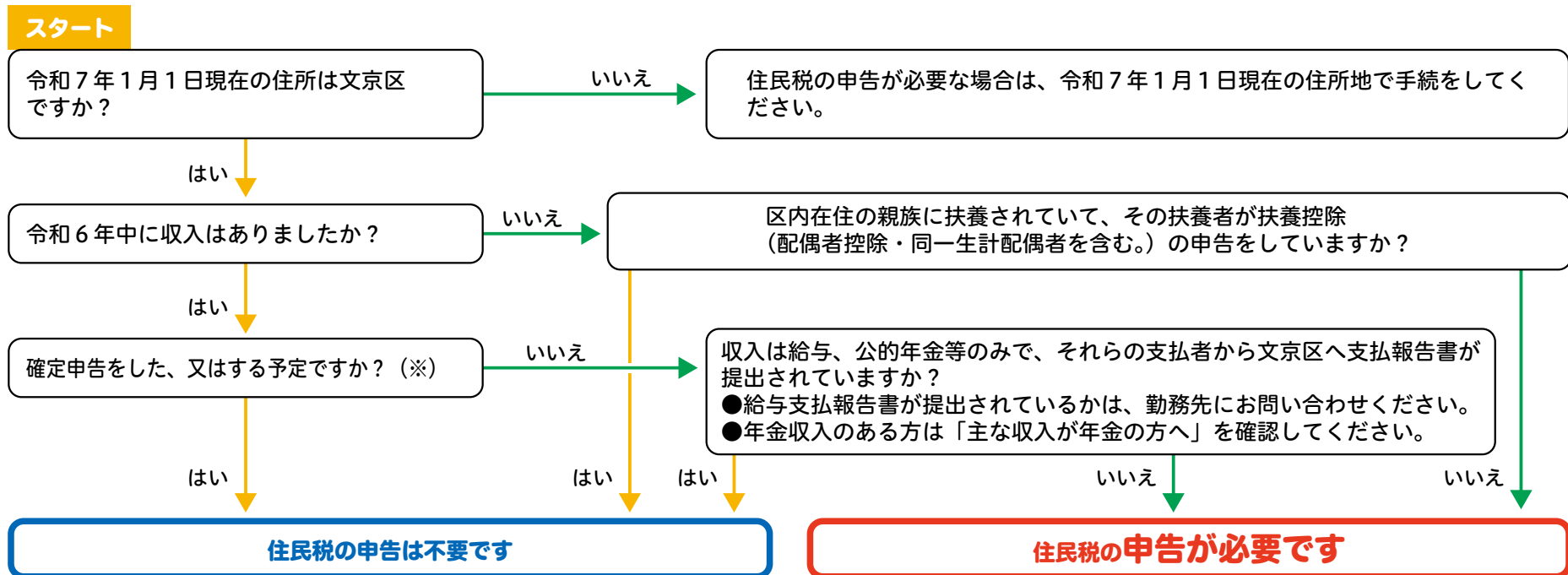


特別区民税・都民税(住民税)の申告

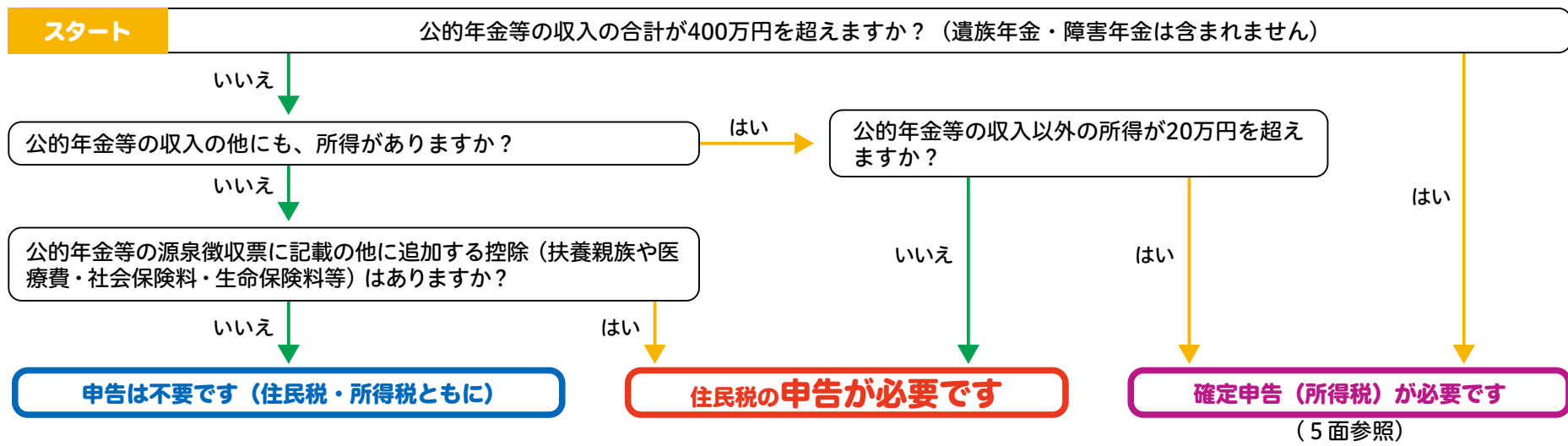
新年を迎え、税の申告の時期が近づいてきました。特集号では、住民税の申告について皆さんの疑問にお答えし、申告がスムーズに進むようご案内します。毎年申告される方も、申告が初めての方もぜひ一緒に確認しましょう！

☎税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

申告が必要か確認してみましょう！



主な収入が年金の方へ ~こちらでご確認を~



申告期間 2月3日(月)~3月17日(月)

混雑緩和のため郵送での申告書提出にご協力ください。

郵送先 〒112-8555 文京区税務課

申告用紙 【配付開始時期：2月以降】
▶区ホームページからダウンロード可
▶税務課(シビックセンター10階)、区民サービスコーナー(シビックセンター2階)、各地域活動センターで配布

※令和6年度の申告をした方には、1月末に申告書を送付します。



郵送なら待ち時間がないから安心

住民税の申告会場のご案内

- 期間** 2月3日(月)~3月17日(月) (土・日曜、祝日を除く)
※2月16日(日)のみ休日受付を行います
- 時間** 午前9時~午後5時
- 会場** シビックセンター10階北側 1001会議室
- 混雑時は入場を制限する場合があります。
- 確定申告書の受付はしていません。
- 所得税の申告は、5面をご覧ください。



申告に必要なものを確認しましょう

1 特別区民税・都民税申告書

2 令和6年中の所得を証明する書類

給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬の支払調書、自営業の場合は収支計算書

3 令和6年中の控除を証明する書類

医療費控除の明細書、国民年金・生命保険料控除の証明書原本、身体障害者手帳のコピーなど

4 マイナンバー & 本人確認書類

- マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカード



マイナンバー
カードなら
1点でOKです

- マイナンバーカードをお持ちでない方

- ・マイナンバー確認書類 マイナンバー通知カード(記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続をしている場合に限る)など
- ・本人確認書類 【いずれか1点】運転免許証、健康保険証、資格確認書、在留カードなど
- 【いずれか2点】学生証(写真なし)、社員証(写真なし)、住民票の写し、納税通知書など

以下の4点は区ホームページから印刷できます。

- 特別区民税・都民税申告書(2月以降ダウンロード開始)
- 医療費控除の明細書
- 収支計算書
- 代理人申告のための委任状



ダウンロードはこちらから
リンク先(パソコン版)
区HPホーム>お役立ちリンク>税金>ダウンロード(申請書・届出書・その他)

▲区印



郵送申告をお願いします

1 申告書の記入



医療費控除を申告する方は、申告書のほかに「医療費控除の明細書」も作成してください。医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」を使用することもできます。

2 書類の同封



- 本人確認書類コピー
- 申告書、所得及び控除資料
- 控えが必要な方は、控えに申告書と同じ内容を記入し、返信用封筒(宛名記入・110円切手貼付)を同封

3 ポストに投函



申告期限
3月17日(月)

☎税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155



令和7年度の住民税のお知らせ

● 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する方(納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方)に係る定額減税(※1)については、令和7年度の特別区民税・都民税の所得割額から1万円を控除します(※2)。

(※1) 令和6年12月31日の現況により判定

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方が国外居住の場合、定額減税は対象外

(※2) 納税義務者本人の令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方が対象

☎税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

所得税や住民税の所得控除対象になります
(令和6年1月～12月支払い分が対象)

**国民健康保険
後期高齢者医療
介護保険
保険料(社会保険料控除)**

国民健康保険の方は、「納付済額のお知らせ」(はがき)(前年納付の全世帯へ1月下旬に送付予定)をご活用ください。

後期高齢者医療、介護保険の保険料を納付書で納めた方は「領収書」を、口座振替の方は「口座振替済み額のお知らせ」(順次郵送中)を、公的年金から保険料が差引かれた方(特別徴収)は「公的年金等の源泉徴収票」(1月に日本年金機構等から送付)をご活用ください。

なお、介護保険料のほか、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を特別徴収された方の場合、「公的年金等の源泉徴収票」には合算額が記載(内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載)されています。納付した保険料に変更(還付など)がなければ、特別徴収のみの方は申告書の社会保険料の欄には、この金額を転記してください。

また、社会保険料のうち、それぞれの保険料を確認する場合や、遺族年金又は障害年金(非課税年金につき源泉徴収票は送付しません)から差引かれた方は、以下の担当係へお問い合わせください。

※確定申告と住民税申告には、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料証明書の添付は不要

- ☎国保年金課国保収納係 ☎03-5803-1194
- ☎国保年金課高齢者保険料係 ☎03-5803-1198
- ☎介護保険課資格保険料係 ☎03-5803-1379

障害者控除対象者認定を受ける方へ

障害者控除対象者認定とは、65歳以上で障害者手帳等の交付を受けていない認知症高齢者や寝たきり高齢者などを対象に、障害者又は特別障害者として認定書を発行する制度です。認定書の発行に際しては、医師の意見書をもとに障害者控除対象者の認否を判定します。申請方法は、控除の対象となる年の12月31日現在の状況が、以下の①又は②によって異なりますので、詳しくは担当係へお問い合わせください。

①要介護・要支援認定を受けている方

⇒対象者の介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類(氏名・生年月日・住所が確認できるもの)が必要(医師の意見書の提出は不要)です。

なお、認定書は申請受付後、10日程度で郵便により送付いたします。

☎介護保険課介護保険管理係 ☎03-5803-1389

②要介護・要支援認定を受けていない方

⇒申請書のほか、医師が作成した「文京区障害者控除対象者認定のための主治医意見書」が必要となります。ご相談をお受けした上で申請書等をお渡しいたしますので、お問い合わせください。

☎高齢福祉課高齢者相談係 ☎03-5803-1382

おむつ代の医療費控除を受ける方へ

介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方のおむつ代について、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、区が発行する「証明書」を使用することができます。「証明書」は、介護保険の要介護・要支援認定の際に作成された主治医意見書において、①寝たきり状態にあること②「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、又は尿失禁があることの両方を確認できる場合に、1通300円で発行します。「証明書」を希望する方は、事前にお問い合わせください。

☎介護保険課認定審査係 ☎03-5803-1378

介護保険サービスの利用料の医療費控除を受ける方へ

介護保険サービスの利用料のうち、医療費控除の対象となるものは下表のとおりです。

居宅サービスの利用料	(1)自己負担の全額が控除の対象となるもの(支給限度額超過分も含む) ①訪問看護・介護予防訪問看護 ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る) ⑦看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く) ⑧介護福祉士等による喀痰(カクタン)吸引等の対価 (2)上記(1)のサービスと併せて利用した場合に対象となるもの(支給限度額超過分は対象外) ①訪問介護(生活援助中心型を除く)・夜間対応型訪問介護 ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護 ④短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る) ⑥総合サービス事業の国基準サービス(訪問型・通所型)(生活援助中心のサービスを除く)
	(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設 介護保険適用の自己負担額、居住費および食費の合計額の2分の1に相当する額 (2)介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院介護保険適用の自己負担額、居住費および食費の合計額
施設サービスの利用料	(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設 介護保険適用の自己負担額、居住費および食費の合計額の2分の1に相当する額 (2)介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院介護保険適用の自己負担額、居住費および食費の合計額
主な対象外	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) 訪問介護(生活援助中心型)、福祉用具貸与・購入、住宅改修

※控除を受ける場合は、医療費控除の明細書(本人作成)の添付が必要
 ※高額介護サービス費が支給されている場合は、それぞれ自己負担額の合計から高額介護サービス費を差し引いた額が対象
 ※医療費控除についての詳細は、税務署に問合せ

☎介護保険課給付係 ☎03-5803-1388

国税庁の医療費控除の☎はこちら



👉 住民税のよくある質問

Q 引越しをすると住民税の納付先はどこになりますか？

A 住民税は、**1月1日に住所のある区市町村**へご納付ください。
令和7年1月1日の住所が文京区であれば、その後転出しても令和7年度の納付先は文京区となります。

Q 海外転出の時、住民税の納付はどうすればよいですか？

A **予め納税管理人の申告(申請)**が必要です。
住民税は、1月1日に住所のある区市町村で、前年の所得に対して課税されます。1月2日以降に国外転出する場合は、納税通知書の受取り、税の納付等を納税者に代わって行う納税管理人の申告(申請)を事前にお願ひします。

Q 亡くなった人の住民税の納付はどうなりますか？

A **相続人の方に、住民税の納税義務が継承されます。**
住民税は、前年の所得に対して1月1日を基準に課税されます。1月2日以降に亡くなった場合、前年中に一定額以上の所得があれば課税されます。相続があった場合は、相続人の方に納税義務が継承されます。その際は、相続人代表者指定(変更)届のご提出をお願いします。

Q 収入がなくても住民税の申告はしたほうがよいですか？

A 住民税の課税状況は、国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・児童手当・就学援助等、区の行政サービスの基礎資料等となりますので**申告してください**。申告がない場合、住民税の証明書が発行できない場合がありますので、証明書が必要な方も申告してください。

Q マイナンバーの記載がなくても、申告書を受け付けてもらえますか？

A 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」の施行に伴い、住民税の申告には、**マイナンバーの記載が必要となります**。
マイナンバーカードがない・持参していない等で、個人番号が不明な場合には、番号が記載されていなくても受理します。

Q 代理人による申告はできますか？

A **代理権の確認をしますので委任状をご用意ください**。委任状は区☒からダウンロードできます。必要事項の記載があれば、自作の委任状でも受け付けます。委任状を自作する場合、以下の見本を参考にしてください。

委 任 状 見本

(代理人)
住 所 文京区春日1-16-21
氏 名 文京 太郎
生年月日 平成3年1月1日

上記の者を代理人と定め下記に関する申告の権限を委任いたします。

令和7年度 特別区民税・都民税の申告
令和7年2月3日

(委任者)
住 所 文京区春日1-16-21
氏 名 文京 花子
生年月日 平成3年7月7日

氏名は必ず委任者が自署してくださいね



▲様式ダウンロード

Q 住民税がかからない給与・年金収入の限度額と、税制上の扶養に入れる限度額はいくらですか？

A 給与収入のみの方は上段の表、公的年金収入のみの方は下段の表をご確認ください。

〈給与収入〉

給与収入(年収)	住民税 かかる・かからない (扶養なしの場合)	税制上の扶養に 入れる・入れない
100万円以下	かからない	入れる
100万円超~103万円以下	かかる	
103万円超		

〈年金収入〉

昭和35年1月1日以前生まれ(65歳以上) 昭和35年1月2日以降生まれ(65歳未満)		住民税 かかる・かからない (扶養なしの場合)	税制上の扶養に 入れる・入れない
公的 年金 収入	65歳以上 155万円以下	かからない	入れる
	65歳未満 105万円以下		
	65歳以上 155万円超158万円以下	かかる	
	65歳未満 105万円超108万円以下		
	65歳以上 158万円超	入れない	
	65歳未満 108万円超		



住民税がかからない限度額と、扶養に入れる限度額は異なっているのですね

Q ふるさと納税をしましたが、控除を適用させるにはどうすればよいですか？

A **ワンストップ特例申請又は確定申告をしてください**。(令和6年中の寄附に対するワンストップ特例申請はすでに終了しています)
ワンストップ特例申請とは、①確定申告を必要としない給与所得者等であること、②寄附先が5自治体以内であること、③寄附ごとに寄附先自治体に申請書を送付すること等の条件下であれば、確定申告をしなくても、寄附金税額控除が受けられる制度です。ワンストップ特例を利用しない方は、確定申告にて申告すれば寄附金控除が受けられます。その際は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄へ寄附額をご記入ください。(5面参照)

Q 会社と自宅の両方に納税通知書が届きました。二重課税ではないですか？なお、私には給与所得と不動産所得があり、確定申告をしました。

A 初めに給与所得と不動産所得を合計して1年間の住民税の税額(年税額)を求めます。次に**全体の年税額のうち、給与所得に係る税額分を給与から差し引いて納付(特別徴収)とし、不動産所得に係る税額(年税額から特別徴収税額を差し引いた税額)は、ご本人納付(普通徴収)とします。このため、二重課税ではありません**。
なお、令和6年度以降、2社以上のお勤め先から給与の支払いを受けている場合の給与に対する税額の納付方法につきましては、**原則すべての給与を合算して税額を計算し、給与に係る住民税はすべて主たる給与の事業者(特別徴収義務者)から特別徴収となります**。詳細は税務課課税係までお問い合わせください。

Q 勤めていた会社を退職した後に、自宅に普通徴収の通知が届きました。住民税は、在職中に毎月給与差引きされていたため、二重に課税されていませんか？

A 退職した会社から提出される届出により、給与差引きできなくなった税額を本人納付に切り替えます。**納税方法は変わりますが1年間の税額は変わらず、二重課税にはなりません**。
転職後、再度給与差引きを希望される場合は、転職先の担当者様より税務課へのお手続をお願いします。

👉 税務署に確定申告をする際は、申告書第二表の住民税に関する事項の記入を忘れずに!

所得税の確定申告をする際には、住民税に関する事項(第二表の下部)もご確認ください。以下は間違いやすい箇所の説明です。

☎税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

イメージ：申告書様式(第二表下部)

○住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収	自分で納付	円	円	円	円

1 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法
特別徴収 自分で納付

給与・公的年金等に係る所得以外の所得(営業所得、不動産所得等)に対する住民税を自分で納付したい場合は、「自分で納付」に○を記載してください。
※なお、給与以外の所得がマイナスの場合、または確定申告で追加した控除額が大きい場合など、「自分で納付」に○を記載した場合でも全額特別徴収となる可能性があります。

2 都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)

ふるさと納税等特例控除対象分の寄附
※当欄に記載がない場合、ふるさと納税の寄附金控除は住民税に適用されません。
※ワンストップ特例分を含む全てのふるさと納税の寄附額を記入してください。

確定申告および住民税の申告をするとワンストップ特例申請は無効になります。

3 都道府県条例指定寄附

東京都条例で指定された団体への寄附
対象：東京都主税局のホームページ等で、東京都条例指定寄附金一覧をご確認ください。

4 市区町村条例指定寄附

文京区条例で指定された団体への寄附
対象：右の一覧のとおりです。

文京区条例指定分対象法人

(桃色の着色部分は東京都条例分と共通)

国立大学法人	お茶の水女子大学 東京科学大学★ 東京大学
公益財団法人	永青文庫 大谷美術館 東京カリタスの家 日本ナショナルトラスト 文京アカデミー
学校法人	日本女子大学
社会福祉法人	敬愛健伸会 龍岡会 東六会 福音会 フロンティア 文京槐の会 文京区社会福祉協議会 本郷の森 武蔵野会 佑啓会 洛和福祉会 わかぎり
特定非営利活動法人	街ing本郷
認定特定非営利活動法人	カタリバ

※令和6年10月1日現在の情報
★国立大学法人法の一部改正により、東京医科歯科大学は、東京科学大学となりました。

税務署からのお知らせ

申告書の作成・送信は、e-Tax で! ~確定申告はスマホからがおすすめです~

- ①「国税庁ホームページ」へアクセス!
 - ②申告書を作成し、e-Taxで送信!
- 画面の案内に従って金額などを入力することで申告書を作成できます。
作成した申告書は、マイナンバーカードを使って送信できます。
※マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます(マイナポータル連携)。

確定申告 検索 🔍

▲国税庁

スマホはこちら!

◀マイナポータル連携について詳しくはこちら

税理士による 無料申告相談 を開催

混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**を受け付けます。

なお、税務署・会場等で電話での事前申込の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

※当日は、入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

《事前申込の方法》

申込方法	詳細
オンライン	右記事前申込サイトから申し込み 1月10日(金)から利用可能

事前申込サイト(小石川)

事前申込サイト(本郷)

〈小石川税務署管内の方〉

会場	開催日	時間
大原地域活動センター	2月3日(月)・4日(火)	午前9時30分~正午 (受付:午前11時30分まで)
アカデミー音羽	2月5日(水)・6日(木)	
大塚地域活動センター	2月7日(金)	午後1時~4時 (受付:午後3時30分まで)
区民センター	2月10日(月)	

〈本郷税務署管内の方〉

会場	開催日	時間
駒込地域活動センター	2月4日(火)・5日(水)	午前10時~午後4時 (受付:午後3時30分まで)
汐見地域活動センター	2月6日(木)・7日(金)	
区民センター	2月10日(月)	

上野合同庁舎 に申告書作成会場を開設

(東京上野税務署)

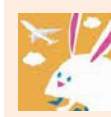
会場所在地	台東区池之端1-2-22
開設期間	2月17日(月)~3月17日(月) ※土、日及び祝日を除く。ただし、3月2日(日)は、東京国税局において相談・受付を行います。
受付時間	午前8時30分~午後4時(相談は午前9時15分から)

開設期間中は、**小石川・本郷税務署には、申告書作成会場はありません。**

上野合同庁舎に来場される方へのお願い

○会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。また、入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行は、国税庁LINE公式アカウントを「友達追加」することでご利用できます。
(注: LINEアプリでの入場整理券の発行は上野合同庁舎会場のみに対応しています。税理士による無料申告相談会場には対応していません。)

※「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。



特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収分)の納付のご案内

納付は便利な口座振替またはキャッシュレス決済をご利用ください

納付書による納付のほか、口座振替やスマートフォンアプリ等でのキャッシュレス決済による納付をご利用いただくことができます。

口座振替(自動払込)による納付

一度、口座振替の手続をすれば、その後は継続して納期限日にご指定の預貯金口座から引き落としをします。納付に行く手間が省け、納め忘れもなく、安心・便利です。ぜひご利用ください。

口座振替の申込方法(次のア～ウのいずれか)

- ア 区役所窓口** シビックセンター10階の税務課へ、「納付書(又は納税通知書)」・「通帳」・「金融機関への届出印」をご持参のうえ、口座振替依頼書にご記入いただき、申し込んでください。
- イ 区役所へ郵送** 税務課へお電話又は、区ホームページの「郵送ご依頼フォーム」からご連絡いただくと口座振替依頼書をご自宅へ郵送します。口座振替依頼書に記入・押印のうえ、返送してください。
- ウ 金融機関窓口** あらかじめ、郵送等で区役所から口座振替依頼書を取り寄せていただき、預金口座のある金融機関にて、「口座振替依頼書」・「納付書」・「通帳」・「金融機関への届出印」をご持参のうえ、申し込んでください。

登録完了・
口座振替の
開始

- 登録完了の通知
口座登録の完了後、区から「口座振替の手続完了のお知らせ」を送付します。
- 口座振替の開始
右表「振替日と振替方法」のとおり、口座振替を行います。

令和7年度第1期口座振替開始の申込締切
令和7年5月12日(月)【必着】

振替日と振替方法

振替方法	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
各期(年4回)	6月30日	8月31日	10月31日	翌年1月31日
全期(年1回)	6月30日に全期分をまとめて振替			
申込締切日(必着)	5月10日	7月10日	9月10日	12月10日

*振替日・申込締切日が金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日が期日となります。

キャッシュレス決済による納付



納付書に付された地方税統一QRコード「eL-QR」を読み取ることでeL-QRに対応したスマートフォン決済アプリ等を利用して納付することができます。また、「地方税お支払サイト」にアクセスし、「eL-QR」の読み取り又は、eLマーク付きの納付書に記載された納付番号を入力することで、クレジットカード(1,000万円未満)等により納付することができます。

*詳細は、こちらをご覧ください。▶



*口座振替を登録している方がスマートフォン決済アプリ等で納める場合は、口座振替の登録解除手続が必要です。 ☎税務課収納管理係 ☎03-5803-1153

令和7年1月31日は普通徴収第4期の納期限です

経済的な事情等で税の納付が困難な方は、税務課納税係で納付相談を受け付けます。

Q 納め忘れがあったらどうすればよい?税金を納めないとならぬの?
A 税は納期限内納税が原則です。督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。
 納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金も納付していただく必要があります。
 また、督促状や催告書をお送りしても納税や相談がない方には、地方税法で財産を差押するよう規定されています。やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納付することが困難な方は、税務課納税係にご相談ください。

Q 差押の対象となる財産にはどんなものがあるの?
A 給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金などすべての財産です。勤務先への給与調査を行ったり、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思にかかわらず強制的に捜索する場合があります。(国税徴収法第141条から147条)
 文京区では令和5年度に捜索及び自動車等のタイヤロックを14件実施しています。

一時に納付できない方のための猶予制度があります

(納税の猶予)

以下の理由により、一時に納付することができないとき
 ⇒税務課へ猶予の申請することにより、1年以内の期間に限り納税の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり、又は負傷したとき
- ③事業を廃止し、又は休止したとき
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

※⑤の場合は、納付すべきとなった納期限までに申請する必要あり

(換価の猶予)

一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するとき
 ⇒その住民税の納期限から3か月以内に税務課へ申請することにより、1年以内の期間に限り換価の猶予が認められる場合があります。
 猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- 納税の猶予の場合は財産の差押が、換価の猶予の場合は差押えた債権の取立や財産の公売が猶予されます。

☎税務課納税係 ☎03-5803-1156

課税・納税証明書の発行

発行できる証明書

- 個人の特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書及び納税証明書
- 軽自動車税(種別割)納税証明書

申請に必要なもの	●本人確認書類 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住基カード(写真付)等 ※健康保険証、資格確認書の場合はキャッシュカードや診察券等、もう一点必要です。
	●手数料 1通300円 (コンビニ交付の場合は1通200円)
	●委任状 (代理の方が申請する場合)

発行場所	税務課窓口、戸籍住民課窓口
	区民サービスコーナー
	マルチコピー機設置のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ) ※発行にはマイナンバーカードが必要です。 ※軽自動車税(種別割)納税証明書は発行不可。

(注)・税金を納付した後、3週間以内に納税証明書を申請される場合は、納付金額を確認できる領収書等を税務課窓口までお持ちください。
 ・家族の方でも、代理で申請される場合は委任状(自署又は記名押印)が必要です。
 ・本人による郵送申請もできます。申請方法については、区☎をご覧ください。か、税務課納税係にお問い合わせください。

バイク・軽自動車等の廃車手続をお忘れなく!

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、バイク・軽自動車等を所有している方に納めていただく税金です。以下の方は、廃車手続をすることで、次年度以降の軽自動車税(種別割)がかからなくなりますので、速やかに廃車手続をお願いします。

- ①盗難に遭って車両が見つからない方(盗難届とは別に廃車手続が必要)
- ②破損等で車両が使用できなくなった方
- ③亡くなられたご家族の車両をお持ちの方
- ④既に車両を他の方に譲渡した方(※)

※譲受人が名義変更をしないことによるトラブルが増えています。車両を譲渡する場合は、引渡前に廃車手続をすることをお勧めします。

車種	手続・問合せ先	税申告先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(フォークリフト等)		税務課納税係 ☎03-5803-1152
軽二輪・二輪小型自動車	練馬自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2032	廃車・譲渡手続後、軽自動車税(種別割)の申告を忘れずに行ってください。税申告されませんと、廃車等手続しているのに、税金の通知書が届いてしまう場合があります。 【軽自動車税(種別割)申告先】 税務課納税係 ☎03-5803-1152
軽三輪・軽四輪車	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 ☎050-3816-3101	

☎税務課納税係 ☎03-5803-1152